市民後見推進事業の概要

市区町名 川崎市

事 業 区 分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託 先 及 び 委託 内 容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし 要託先名: 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 要託内容:養成研修及び実務実習の実施
事業内容	①「第二期川崎市市民後見人養成研修」 ・川崎市民であること ・養成研修説明会に参加していること ・平成26年9月1日時点で、満25歳以上70歳未満であること ・選成研修の全日程に参加が可能であること ・川崎市の市民後見人養成に理解があり、研修修了後に市民後見人として活動する意思があること ・弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、税理士等の資格で業を営んでいないこと ・民法第847条の後見人の欠格事由に該当しないこと (研修カリキュラム) ・基礎編(約40.5時間)、実務編(18時間) ・養成研修修了者のうち選抜された者が、次年度の実務実習(1年間)へ進む。 (講師) ・市職員及び社会福祉協議会職員 ・専門的部分については弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、医師、学識経験者等に依頼 ②「第一期川崎市市民後見人実務実習」 (実習対象者) ・第一期川崎市市民後見人養成研修修了者の中から選抜された者 (実習カリキュラム) ・オリエンテーション ・訪問実習(6回) ・全体研修(2回) ・その他

	①「第二期川崎市市民後見人養成研修」				
	26年	6月	養成研修カリキュラムを策定		
		7月	養成研修事前説明会、受講者募集		
事業スケジュール		8月	養成研修受講者決定		
(予定を含む)		9月	養成研修開始		
	27年	3月	実務実習受講者選考		
	27年	4月	実務実習開始		
	②「第一其	②「第一期川崎市市民後見人実務実習」			
	26年	5月	実務実習開始		
	27年	3月	最終意思確認		
	27年	4月	市民後見人候補者として登録(市長申立時に後見人等候		
			補者として推薦していく。)		
備考					

市民後見推進事業の概要

市区町名 川崎市

事 業 区 分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築			
	全部委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
委託先及び				
数 託 内 容				
	<市民後見推進人推進機関設置に向けた検討会の開催>			
	(構成メンバー)			
	市、市社会福祉協議会			
	(検討内容)			
	・市民後見人実務実習の修了者に対する、成年後見人等候補者としての名			
	海への登録、管理 カスペストの流転のカトカマストルの、775年の以内であるなかである。			
	・市民後見人の資質の向上を図るための、研修会や交流会等を通じた継続			
	的なフォローアップ			
	・区役所からの依頼に基づく市民後見人の受任調整			
事業内容	・後見人等として選任された市民後見人が、適正な後見等の活動を行うた			
	めの、相談、研修、活動内容のチェック、助言等の支援			
	・その他、市民後見人の活動の推進に関する事業			
	ノボケ※目制序すめ合の間は、			
	(検討内容)			
	・市民後見人養成研修及び実務実習の実施方法について			
	・市民後見人推進機関の設置について			
	<家庭裁判所との協議>			
	平成27年4月以降の市民後見人選任に向けて、家庭裁判所と協議を実			
	施する。			
	26年 4月 市民後見推進人推進機関設置に向けた検討会(以降、随時			
	実施)			
事業スケジュール	26年 5月 家庭裁判所との協議(以降、年度内に4~5回程度実施)			
(予定を含む)	26年 5月 第1回成年後見制度連絡会開催 26年11月 第2回成年後見制度連絡会開催			
	20年11月 第2回成年後見制度連絡会開催 27年 2月 第3回成年後見制度連絡会開催			
備考				
川 行				